

本学にご寄附いただいた方で神奈川県にお住まいの皆様へ

東京大学

個人住民税（県民税、市町村民税）の税額控除について

1. 税額控除の対象となる方

平成21年1月1日以降に本学にご寄附いただいた個人（法人代表者としてのご寄附は対象外）で、寄附した翌年の1月1日に神奈川県内にお住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、個人住民税（県民税及び一部の市町村では市町村民税）の寄附金控除の適用を受けられます。

所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本学の領収書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

市町村民税の税額控除も受けられるかどうかは、市区町村によって決められていますので、お住まいの市区町村の市町村民税担当課にお問い合わせください。

2. 控除額の算定方法

*

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 5 \text{ 千円}) \times (4 \% \text{【県民税】} + 6 \% \text{【市町村民税】})$$

* 5千円を超える寄附金が控除対象となります。また、寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。

（本学に10万円寄附いただいた場合の控除額計算例）

$$\text{控除額} = (100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times (0.04 + 0.06) = 9,500 \text{ 円}$$

* お住まいの市区町村が、本学に対する寄附を市町村民税の税額控除対象として指定している場合

3. 問い合わせ先

県民税の詳細については神奈川県、市町村民税の詳細については各市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

4. 参考

総務省のホームページ（本税制の概要）

http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2_kojin.html

神奈川県政策部税務課のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/01/1104/index.html>